

目 次

- I 年末調整の準備について
- II 業績悪化による役員報酬の減額について

I 年末調整の準備について

秋も深まり、今年も残すところあと2カ月と少しとなりました。そろそろ保険の控除証明書等が社員の皆様のご自宅に届くころです。年末調整の準備についてご案内いたします。

1. 年末調整とは

会社は毎月の給与から所得税を差し引きます（源泉徴収といいます）が、源泉徴収の税額は、年の途中に扶養親族の異動があったり、生命保険料の支払いによる所得控除を反映していないことなどから給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を還付又は徴収することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

2. 昨年と変わった点

大きな変更点はありません。

なお、子ども手当の支給・高校授業料無償化に伴い、年少・特定扶養控除が廃止となりましたが、平成23年からとなります。今回の年末調整ではこれらの適用はありません。

3. 年末調整の事務手順

年末調整は以下の手順で行います。

- (1) 年末調整対象者の確認
- (2) 還付（徴収）時期・方法の決定 12月給与（賞与）精算とするか現金精算とするか等
- (3) 書類・資料の受理
 - ① 扶養控除等申告書
 - ② 保険料控除申告書及び控除証明
 - ③ 配偶者特別控除申告書
 - ④ 住宅借入金等特別控除申告書及び借入金の年末残高等証明書
- (4) 本年分の給与・賞与・社会保険料・源泉徴収税額の集計
- (5) 税額計算
- (6) 還付（徴収）及び源泉徴収票の交付
- (7) 納付書による納付（1月10日まで）



4. 年末調整の準備をしましょう

当事務所に年末調整を依頼されるお客様においては、こちらで必要書類の準備をさせていただきます。お客様は以下の資料・情報をご用意ください。

(1) 会社様にご用意いただく書類・情報

① 扶養控除等申告書

→ 社員の皆様に記載内容の再確認をお願い致します。配偶者の収入の見込み違いや、扶養親族の就職等で扶養親族の異動が生じる場合があります。

② 本年分の給与・賞与・社会保険料・源泉徴収税の金額

(2) 社員の皆様にご用意いただく書類・情報

① 配偶者・扶養親族がいらっしゃる方

→ 配偶者・扶養親族の本年中の収入見込み。12月に配偶者・扶養親族が支給を受けるであろう給与・賞与を織り込んだ収入見込みを計算して、扶養控除等申告書に記載をお願いいたします。

② 給与から差し引かれる社会保険料以外に支払った社会保険料がある方

→ 本年中に支払った社会保険料の金額及び証明書類。扶養親族の国民年金等が対象となります。国民年金保険料・国民年金基金掛金については、金額の多少に関わらず証明書類が必要となります。

③ 小規模企業共済に加入の方

→ 本年中に支払った掛金の金額及び証明書類。

④ 生命保険、地震保険に加入の方

→ 保険会社発行の証明書類。対象者が多い控除です。証明書類は大切に保管しておいて下さい。

⑤ 住宅借入金等特別控除を受ける方

→ 税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書及び金融機関発行の借入金の年末残高等証明書。

⑥ 本年初めて住宅借入金等特別控除を受ける方

→ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、最初の年分については確定申告により控除をうける必要があります。年末調整では特に必要書類等はありません。

扶養親族の範囲、収入面での扶養親族の判断等、ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

仙台では年末調整関係書類が10月26日から11月2日の間で税務署より発送される予定です。



II 業績悪化による役員報酬の減額について

業績悪化によるリストラ策で経営者の役員報酬減額改定を検討する会社も多いと存じます。改定の理由によっては、役員報酬の額が損金に算入されない場合があるので、注意が必要です。

1. 役員報酬の改定

～ 限定列举である改定理由と時期

税務上では、役員報酬は定期同額給与と取り扱われます。定期同額給与とは、1カ月以下の一定の期間ごとに支給されるもので、その事業年度内の各支給期における支給額が同額であるものなどをいいます。

この定期同額給与という考え方は、平成18年の法人税改正によるもので、役員報酬支給額決定の背後にある恣意性を排除する為に設けられました。

「定期」「同額」ですので、一般的に言えば、「毎月一定期日にあらかじめ定められた金額を支給する」ということになります。

「同額」の見直し時期ですが、法人税では限定して次の時期としています。

- (1) 事業年度開始から3カ月内の定時株主総会等による改定（通常の改定）
- (2) ①役員職制上の地位の変更、②役員職務の内容の重大な変更、③その他これらに類するやむを得ない事情による改定（臨時改定）
- (3) 経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由による減額改定（業績悪化改定）

業績悪化は(3)が該当項目となります。「著しく悪化」に該当するケースについて、国税庁は平成20年にQ&A方式で見解を公表しています。

2. 経営の状況が著しく悪化したことによる減額改定

～ 相当悪化しているという客観的事情が必要

会社の経営の状況は財務諸表の数値で把握することができますが、Q&Aでは「客観的事情」がなければならぬとされています。第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていなければならないとされ、具体的に次の例を挙げています。

- ①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

上記のような客観性が必要となりますが、役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にあるような同族会社の場合は、事実上の客観性はないといえます。これについて、Q&Aでは下記のように補足しています。

一方、同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ、役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にあるような会社についても、上記①に該当するケースがないわけではありませんが、そのような場合には、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があることに留意してください。

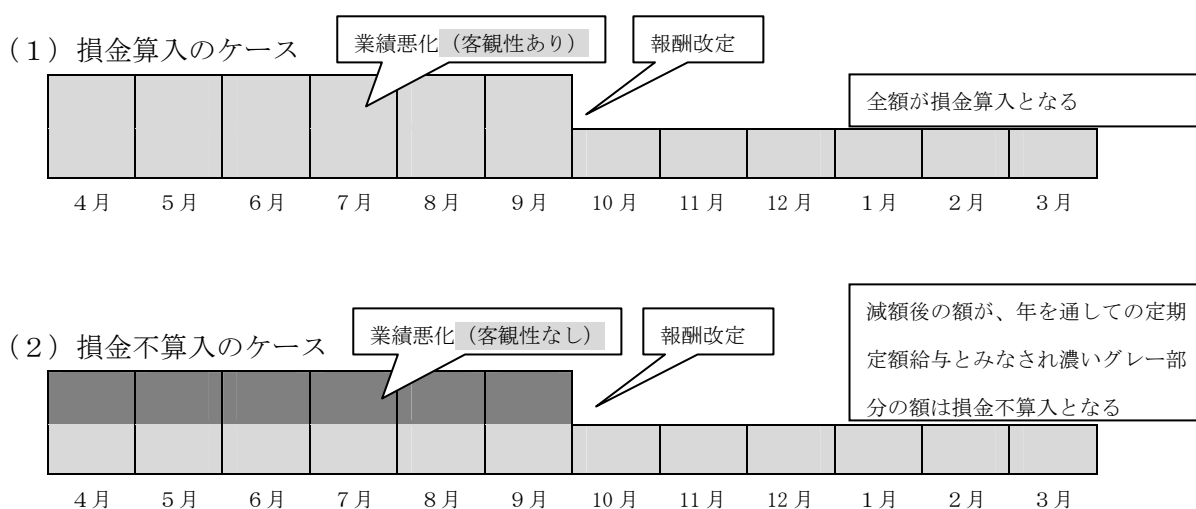
①～③は、経営が著しく悪化した客観・具体的資料や、臨時株主総会・取締役会の開催が必要となります。また、税務上実際に役員報酬改定に客観性があったかどうかは問題とされるのは税務調査においてとなります。その時まで当該資料・議事録を保存し、また具体的な説明ができなければなりません。

ここまで挙げれば言うまでもないことですが、単なる目標の未達成、資金繰りの悪化、利益調整の類は、経営の状況が著しく悪化したとはされません。

3. 改定額が否認された場合はどうなるのか

～ 減額後の額が、年を通しての定額とみなされる

4/1を事業年度開始日とする会社が定時株主総会では役員報酬の改定はなく、その後経営の状況が著しく悪化したことにより、10/1の臨時株主総会で10月分からの役員報酬を減額した例



10月の内閣府経済月例報告では、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」とあり、円高、国内経済施策の終了などの先行き不透明感と合わせ景況は厳しさを増してきました。

リストラ策において、まず経営者の報酬から検討することもあります。要件に注意が必要です。